

『手にとるように労働法がわかる本』（第4刷正誤表）

本書の記述内容に以下のような誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

平成 18 年 3 月 8 日 かんき出版編集部

頁	箇所	誤	正
221 上段	冒頭	(脱落)	<p>育児休業期間中には労働者には賃金の保障はありません。ただし、育児休業開始前2年間で通常就労を12ヵ月以上していれば、雇用保険から賃金の40%の育児休業給付が支給されます。</p> <p>その40%のうち、30%が休業期間中に育児休業基本給付金として支給され、残りの10%は職場復帰へ</p>
221 下段	冒頭	なお、育児休業期間中の労働・社会保険は、	なお、育児休業期間中 <u>に限らず3年間</u> は労働・社会保険は、